

2026年6月1日

岡山県玉野市田井六丁目9番1号
株式会社パワーエックス
取締役 代表執行役社長 伊藤 正裕

吸収合併に係る事後開示事項

(会社法第801条第1項、会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社PowerX Manufacturing(住所:岡山県玉野市田井六丁目9番1号。以下「PXM」といいます。)を吸収合併消滅会社とし、2026年6月1日を効力発生日とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行い、当社がPXMの権利義務の一切を承継いたしました。そのため、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条各号に従い、以下の事項を開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

2026年6月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過(会社法第784条の2)

当社は、PXMの発行済株式全部を保有しているため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過(会社法第785条)

当社は、PXMの発行済株式全部を保有しているため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過(会社法第787条)

PXMは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議の手続の経過(会社法第789条)

PXMは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2026年4月24日付けで官報による公告を行い、かつ、知っている債権者に対して各別の催告を行いました。が、所定の期間内にPXMに対して異議を述べた債権者は1名もありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第3号)

(1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過(会社法第796条の2)

本合併は会社法第796条第2項に定める簡易合併に該当するため、同法第796条の2ただし書の規定により、当社の株主に差止請求権は認められておらず、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過(会社法第797条)

本合併は会社法第796条第2項に定める簡易合併に該当するため、同法第797条第1項ただし書の規定により、当社の株主に株式買取請求権は認められておらず、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議に係る手続の経過(会社法第799条)

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年4月24日付けで官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。が、当社に対して所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に

関する事項(会社法施行規則第200条第4号)

当社は、2026年6月1日をもって、PXMから資産及び負債並びに契約上の地位その他これらに付随する権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項(吸収合併契約の内容を除く。)(会社法施行規則第200条第5号)

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日(会社法施行規則第200条第6号)

2026年6月1日以降速やかに会社法第921条の変更登記を申請する予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第200条第7号)

該当事項はありません。

以上

別紙

令和8年4月24日

岡山県玉野市田井六丁目9番1号
株式会社パワーエックス
取締役 代表執行役社長 伊藤 正裕

岡山県玉野市田井六丁目9番1号
株式会社PowerX Manufacturing
代表取締役社長 伊藤 正裕

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社:会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)
(吸収合併消滅会社:会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社パワーエックス(以下「吸収合併存続会社」といいます。)及び株式会社PowerX Manufacturing(以下「吸収合併消滅会社」といいます。)は、両社間で令和8年3月30日付吸収合併契約書を締結し、令和8年6月1日を効力発生日とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。なお、本合併は完全親子会社間での無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併となります。

記

第1号 吸収合併契約の内容

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

第2号 合併対価の相当性に関する事項

本合併は、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の発行済株式の全部を所有する完全親子会社間の合併です。そのため、本合併に際して株式、金銭その他の合併対価の交付は行いません。完全支配関係にある当事者間の組織再編であることから、対価を交付しないことは相当であると判断いたしました。

第3号 合併対価について参考となるべき事項

本合併において合併対価の交付は行わないため、該当事項はありません。

第4号 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

第5号 計算書類等に関する事項

1. 吸収合併存続会社に関する事項

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2「吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類」のとおりです。また、最終事業年度の末日後に、生じた会社財産の状況に重要な影響については、別紙3「後発事象」のとおりです。

2. 吸収合併消滅会社に関する事項

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙4「吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類」のとおりです。また、最終事業年度の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

第6号 本合併効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

本合併により吸収合併存続会社が承継する債務および本合併効力発生日以後に弁済期が到来する吸収合併存続会社の債務について、以下の理由により履行の見込みがあるものと判断いたします。

1. 本合併における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであること。
2. 吸収合併存続会社の収益状況および営業キャッシュ・フローは安定しており、手元資金の流動性も確保されていることから、本合併の効力発生日以降も、弁済期における債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていないこと。

以上

別紙1 吸収合併契約書
次頁以下のとおり

吸収合併契約書

株式会社パワーエックス（以下「甲」という。）と株式会社PowerX Manufacturing（以下「乙」という。）は、吸収合併（以下「本合併」という。）に関し、会社法第748条以下の規定に従い、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法および当事者の表示）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として本合併を行う。当事者の表示は以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社パワーエックス

住所：岡山県玉野市田井6-9-1

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社PowerX Manufacturing

住所：岡山県玉野市田井6-9-1

第2条（合併対価および割当て）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭その他の財産の交付は一切行わない。

第3条（資本金および準備金の額）

本合併により甲の資本金および準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年6月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要があるときは、甲乙協議及び合意の上、これを変更することができる。

第5条（合併承認手続）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定（簡易合併）に基づき、株主総会の承認を得ずに本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定（略式合併）に基づき、株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第6条（会社財産の承継）

乙は、効力発生日における資産、負債および権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（従業員の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として承継する。詳細な処遇については甲乙協議の上決定する。

第8条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理運営を行うものとする。

第9条（契約の変更・解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨

に従い、甲乙誠意をもって協議の上これを解決する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。ただし、電磁的記録により本契約を締結する場合、本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとします。

2026年3月30日

(甲)岡山県玉野市田井6-9-1
株式会社パワーエックス
取締役 代表執行役社長 伊藤 正裕 印

(乙)岡山県玉野市田井6-9-1
株式会社PowerX Manufacturing
代表取締役社長 伊藤 正裕 印

別紙2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

次頁以下のとおり

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国との相互関税の引き下げの合意等の好材料は見られたものの、米国の政策動向、ウクライナや中東地域における地政学リスクの影響等により、先行きは不透明な状況で推移しました。日本経済においては、雇用・所得環境の改善もあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような事業環境の中、2025年2月に政府が発表した第7次エネルギー基本計画では、2040年には発電電力量の4-5割程度を再エネとする指針が示され、令和7年度補正予算でも系統用蓄電池への支援が継続されるなど、系統用蓄電システムの導入促進も本格化する動きが継続して見られております。これに対して当社では、コスト競争力のある蓄電システムの国内生産及び販売活動を基盤としながら、エネルギーインフラとして長期・安定的な稼働を実現するソフトウェアなど複数の製品、サービスを展開しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高19,306百万円（前期比213.4%増）、営業損失677百万円（前期は4,942百万円の営業損失）、経常損失1,796百万円（前期は5,702百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失1,646百万円（前期は8,013百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

また、当連結会計年度末における受注残高は37,022百万円（前期比504.9%増）となりました。

なお、当社グループの連結業績は、顧客が利用する蓄電池製品の購入に関する補助金制度の受給要件充足の都合上、下半期に売上高と利益が多く計上されるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

(BESS事業)

BESS (Battery Energy Storage System) 事業では、系統用蓄電池や再エネ併設蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」や中型定置用蓄電システム「PowerX Cube」の製造販売を行っております。BESS事業を取り巻く事業環境としては、今後、我が国における再エネの主力電源化や電力の安定供給に向けて、余剰となる自然エネルギーの有効活用や、自然エネルギーの変動を電力需要に合わせて調整する調整力の確保が急務となっております。こうした状況を背景に、電力系統に直接連系する大型の定置用蓄電システムのニーズはますます高まっており、2026年出荷予定分を中心に受注は順調に積み上がっております。

このような環境下、当連結会計年度のBESS事業は、主に「PowerX Mega Power」の納品が順調に推移したことから、売上高は17,102百万円（前期比312.8%増）、セグメント利益は3,870百万円（前期比352.6%増）となりました。

(EVCS事業)

EVCS (EV Charge Station) 事業では、B2B顧客向けの蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売や、B2C顧客向けの「PowerX Hypercharger」を活用した急速EV充電サービスを提供しており、急速充電ニーズの高い輸入車メーカーを中心に自動車ディーラー等へ「PowerX Hypercharger」設置が拡大しています。また、系統への双方向の接続が可能な「PowerX Hypercharger Pro」の販売開始により、自治体・商業施設等に於けるエネルギーマネジメント需要に応えられる商品展開を図っていきます。一方で、昨今のEVの普及状況を踏まえて顧客が投資時期を来期以降に先送りする傾向も認められております。

このような環境下、当連結会計年度のEVCS事業は「PowerX Hypercharger」の納品が前期から減少したものの、蓄電池製品全体の生産量増加に伴い共通部材の仕入価格が低下し製造原価が抑制されたことから、売上高は1,149百万円（前期比29.4%減）、セグメント損失は424百万円（前期は498百万円のセグメント損失）となりました。

また、非連続的成長については、量産型データセンター事業の開始、BESS事業における海外進出、電力事業における電力販売（小売、卸、仲介）やアグリゲーションの拡大等により収益及び収益性の拡大を図ってまいります。

②生産キャパシティの確保

当社グループは、主にBESS事業における受注の急拡大により、生産キャパシティの拡大による供給の安定化が課題となっております。

これに対応するため、IPO時の増資や借入資金等により、工場及び生産設備の増強を図ってまいります。

③部材調達価格上昇への対応

当社グループが製造する蓄電池製品の主要な部品である電池モジュールについては、現状中国の仕入先より輸入しております。昨今のリチウムの生産事業者の操業停止、EVや蓄電池システムの好調な需要、中国によるVAT（増値税）輸出還付の段階的廃止による駆け込み需要が連動したことが原料価格の高騰を招いており、仕入先からのモジュール価格が上昇する可能性が生じております。また、当該電池モジュールを含む輸入品については、ドル建ての仕入を行っておりますが、直近の為替変動が激しく、一定の為替予約を行っているものの、仕入価格の上昇の可能性が生じており、それらへの対応が課題となっております。

これらに対応するため、販売価格への価格転嫁、コスト競争力のある新製品への切り替え、中国以外の会社を含む部材調達先の拡大、為替予約のカバレッジ拡大等により収益性の確保を図ってまいります。

④人材の確保と育成の強化

当社グループの継続的な事業の成長と発展のために、優秀な人材の確保と育成は重要な課題の1つと認識しております。当社グループとしては積極的な採用活動を継続するとともに、社内教育の充実、適切な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保と活用に努めてまいります。

（電力事業）

電力事業では、夜間太陽光や風力など、再生可能エネルギー由来の電力を中心に、顧客ニーズに合わせた最適な組み合わせによる電力販売を提案・提供しております。幅広い事業者に対して蓄電システムメーカーならではの電力プランの提案を行い電力供給を行っております。また、蓄電所事業を運営する事業者への「PowerX Mega Power」など蓄電システムの販売、及び系統用蓄電所等の電力運用サービスの提供も行っております。

このような環境下、当連結会計年度の電力事業は電力販売、製品販売がいずれも順調に推移したことから、売上高は1,054百万円（前期比170.6%増）、セグメント利益は35百万円（前期は55百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,370百万円であり、取得した主なものはEVCS事業の自社CS拠点充電設備を開設したものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、2025年3月26日付で株式会社みずほ銀行をエージェントとして借入枠4,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高は4,000百万円であります。

また、2025年12月19日付で東京証券取引所グロース市場へ上場したことに伴い、公募増資により新株式4,166,700株を発行し、4,702百万円の資金調達を行いました。その他、2025年2月から7月にかけて第三者割当増資により、1,653百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

①成長戦略の推進

当社グループは、中長期的な事業拡大と収益基盤の確立に向けて、既存事業の連続的成長及び非連続的成長をバランスよく遂行することが課題となっております。

既存事業の連続的成長については、主にBESS事業の既存製品の改善・進化、製品ラインナップの拡大、ターゲット市場・顧客の深化・拡大、蓄電システムの設置・導入の効率化、保守・メンテナンス体制の更なる高度化等、電力事業における長期PPAプラン（アドバンスプラン）や蓄電所開発の拡大等による収益及び収益性の拡大を図ってまいります。

⑤財務上の課題

当社グループは、運転資金に加えて、優秀な人材の採用・育成、研究開発、および製造設備への積極的な投資を継続しており、将来の成長に向けた多額の事業資金を必要としています。これら成長投資に必要な資金を安定的に確保するため、増資や、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約など金融機関からの借入れにより、安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。今後はさらに、「受注獲得に向けた営業体制の強化」や「徹底したコストコントロールによる利益率の改善」などの対策を実施し、フリー・キャッシュ・フローの確保と自己資本比率の向上を図ることで、より強固な財務基盤の構築に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第2期 (2022年12月期)	第3期 (2023年12月期)	第4期 (2024年12月期)	第5期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高 (百万円)	—	327	6,161	19,306
経 常 損 失 (△) (百万円)	—	△5,737	△5,702	△1,796
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	—	△6,166	△8,013	△1,646
1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	△253.78	△280.07	△51.40
総 資 産 (百万円)	—	8,499	10,830	26,236
純 資 産 (百万円)	—	5,244	1,670	6,648

(注) 1. 第3期より連結計算書類を作成しておりますので、第2期以前の数値は記載しておりません。
2. 当社は2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社PowerX Manufacturing	300百万円	100%	蓄電池製品及びその関連製品の製造受託

(7) 主要な事業内容

事 業 部 門	事 業 内 容
BESS事業 (Battery Energy Storage System)	大型定置用蓄電池「PowerX Mega Power」及び中型蓄電池「PowerX Cube」の製造、販売及び保守・メンテナンスを行っております。
EVCS事業 (EV Charge Station)	蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造、販売、保守・メンテナンス及びEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」を展開しております。
電力事業	蓄電システムを利用した電力供給サービスの提供、蓄電所の開発及び蓄電所の運営（アグリゲーションサービス）を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社工場	岡山県玉野市
東京オフィス	東京都港区

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社PowerX Manufacturing	岡山県玉野市
株式会社海上パワーグリッド	東京都港区

(9) 従業員の状況
企業集団の従業員の状況

2025年12月31日現在

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
BESS事業	29名	4名増
EVCS事業	19名	3名増
電力事業	4名	－
報告セグメント計	52名	7名増
調達・製造	27名	－
研究開発	52名	20名増
全社（共通）	48名	3名減
合計	179名	24名増

(注) 1. 従業員数は就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者を含んでおりません。

2. 全社（共通）は本社部門に所属しているものです。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,000百万円
新生信託銀行株式会社（信託勘定）	2,750百万円

2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 128,000,000株

(注) 2025年8月8日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を行い、同日付でAA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C種優先株式、C-1種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、定款第9条に定める株式の譲渡制限を廃止し、会社法第113条の規定に基づき、発行可能株式総数を200,000株から128,120株へ変更しております。また、2025年7月15日開催の取締役会の決議により、2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年8月9日付で当社定款第6条に定める発行可能株式総数を128,000,000株へ変更しております。

(2) 発行済株式の総数 36,353,600株

(注)1. 2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。

2. 2025年7月15日開催の取締役会の決議により、2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が32,132,000株となっております。また、2025年12月19日付で東京証券取引所グロース市場へ上場したことに伴い、公募増資により発行済み株式総数は4,166,700株増加しております。

(3) 株主数 8,585名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社FAROUT	4,742千株	13.04%
アキュメン株式会社	3,197	8.80
今治造船株式会社	2,184	6.01
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,447	3.98
日本瓦斯株式会社	1,140	3.14
伊藤忠商事株式会社	900	2.48
Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合	773	2.13
株式会社SBI証券	769	2.12
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	751	2.07
持田 昌典	696	1.91

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日における新株予約権の状況

新株予約権の名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
新株予約権の数	34,500個 (32,010個)	4,000個 (4,000個)	1,077個 (1,077個)	2,021個 (1,866個)
発行決議日	2021年10月7日	2021年10月7日	2022年8月31日	2022年8月31日
目的となる株式の種類及び数	普通株式 345,000株 (320,100株)	普通株式 40,000株 (40,000株)	普通株式 1,077,000株 (1,077,000株)	普通株式 2,021,000株 (1,866,000株)
発行価額(新株予約権1個当たり)	12円	12円	200円	3,800円
権利行使価額(新株予約権1個当たり)	600円	600円	190,000円	190,000円
権利行使期間	2021年10月15日～ 2031年10月14日	2021年10月15日～ 2031年10月14日	2022年9月15日 ～ 2032年9月14日	2022年9月15日 ～ 2032年9月14日

新株予約権の名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
新株予約権の数	30個 (20個)	322個 (322個)	867個 (742個)	95個 (80個)
発行決議日	2022年8月31日	2023年10月13日	2023年10月13日	2023年10月13日
目的となる株式の種類及び数	普通株式 30,000株 (20,000株)	普通株式 322,000株 (322,000株)	普通株式 867,000株 (742,000株)	普通株式 95,000株 (80,000株)
発行価額(新株予約権1個当たり)	3,800円	14,200円	16,400円	16,400円
権利行使価額(新株予約権1個当たり)	190,000円	696,000円	696,000円	696,000円
権利行使期間	2022年9月15日 ～ 2032年9月14日	2023年10月25日～ 2033年10月24日	2023年10月25日 ～ 2033年10月24日	2023年10月25日 ～ 2033年10月24日

新株予約権の名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
新株予約権の数	563個 (449個)	565個 (555個)	782個 (691個)
発行決議日	2023年10月13日	2025年4月25日	2025年4月25日
目的となる株式の種類及び数	普通株式 563,000株 (449,000株)	普通株式 565,000株 (555,000株)	普通株式 782,000株 (691,000株)
発行価額(新株予約権1個当たり)	無償	13,000円	無償
権利行使価額(新株予約権1個当たり)	60,000円	770,000円	770,000円
権利行使期間	2025年10月24日 ～ 2033年10月13日	2025年5月20日 ～ 2035年5月19日	2027年5月15日 ～ 2035年4月25日

(注) 1. 新株予約権の発行時における内容を記載しております。なお、当事業年度末現在(2025年12月31日)における新株予約権の数及び目的となる株式の数を()内に記載しております。
2. 当社は2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額(新株予約権1個当たり)は当該株式分割により調整されています。

(2) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2025年12月31日現在)

区分	新株予約権の名称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
社外取締役	第1回新株予約権	7,500個	普通株式 75,000株	3名
執行役	第1回新株予約権	15,000個	普通株式 150,000株	1名
取締役	第4回新株予約権	1,077個	普通株式 1,077,000株	1名
取締役	第5回新株予約権	1,000個	普通株式 1,000,000株	1名
執行役	第5回新株予約権	416個	普通株式 416,000株	4名 ^(注)
取締役	第7回新株予約権	322個	普通株式 322,000株	1名
取締役	第8回新株予約権	300個	普通株式 300,000株	1名
執行役	第8回新株予約権	95個	普通株式 95,000株	4名 ^(注)
執行役	第9回新株予約権	40個	普通株式 40,000株	1名 ^(注)
執行役	第10回新株予約権	93個	普通株式 93,000株	4名 ^(注)
取締役	第11回新株予約権	541個	普通株式 541,000株	1名
取締役	第12回新株予約権	159個	普通株式 159,000株	1名

(注) 1. 当社は2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の目的となる株式の数は当該株式分割により調整されています。
2. 当社執行役に付与している新株予約権のうち、執行役就任前に付与されているものを含みます。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

区 分	新 株 予 約 権 の 名 称	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交 付 者 数
当社使用人	第12回新株予約権	537個 (446個)	普通株式 537,000株 (446,000株)	106名 (95名)
子会社取締役	第12回新株予約権	30個 (30個)	普通株式 30,000株 (30,000株)	1名 (1名)
子会社使用人	第12回新株予約権	56個 (56個)	普通株式 56,000株 (56,000株)	14名 (14名)

- (注) 1. 新株予約権の発行時における内容を記載しております。なお、当事業年度末現在（2025年12月31日）における新株予約権の数及び目的となる株式の数を（ ）内に記載しております。
2. 当社は2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の目的となる株式の数は当該株式分割により調整されています。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等（2025年12月31日現在）

① 取締役

地位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	鍵 本 忠 尚	指名委員 報酬委員 監査委員	株式会社ヘリオス 取締役兼代表執行役社長CEO 株式会社サイレジェン 代表取締役社長 株式会社プロセルキュア 取締役 株式会社日本医療LLM研究所 代表取締役会長
取締役	伊 藤 正 裕	指名委員 報酬委員	
取締役	バオロ・セルッティ	指名委員長 報酬委員	
取締役	シーザー・セングプタ	指名委員 報酬委員	Arta Finance CEO
取締役	マーク・ターセク	指名委員 報酬委員長	RNWBL LLC Director Potential Energy Coalition Inc. Director
取締役	芹 澤 貢	監査委員長	
取締役	佐久間 達 哉	監査委員	青山 T S 法律事務所 弁護士 イオンフィナンシャルサービス株式会社 社外取締役 リケンNPR株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち伊藤正裕氏は、執行役も兼務しております。
2. 取締役のうちバオロ・セルッティ、シーザー・セングプタ、マーク・ターセク、芹澤貢及び佐久間達哉の各氏は、社外取締役であります。
3. 取締役シーザー・セングプタ氏は、2026年1月31日をもって、Arta Finance CEOを退任いたしました。
4. 取締役監査委員の鍵本忠尚氏及び取締役監査委員芹澤貢氏は企業の経営を通じて、また、取締役監査委員の佐久間達哉氏は法曹界における豊富な経験を通じて、それぞれ法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査委員会の監査・監督機能を強化するために補助使用人を置くとともに、取締役（監査委員を除く）及び執行役からの情報収集、各種会議体における情報共有、及び内部監査室との連携を図ることにより、監査の実効性が確保されていることから、常勤の監査委員は選定しておりません。

② 執行役

地位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表執行役社長	伊 藤 正 裕	CEO	
執行役副社長	佐 藤 悦 緒		
執行役	藤 田 利 之	コーポレート領域管掌	株式会社PRTIMES 社外監査役
執行役	中 屋 英 美	BESS事業本部管掌	
執行役	池 添 通 則	生産・調達領域管掌	
執行役	森 居 紘 平	EVCS事業領域管掌	
執行役	小 嶋 祐 輔	電力事業領域管掌	株式会社MakeD 代表取締役社長 東京大学大学院 工学系研究科 機械工学専攻 学術専門職員

(注) 1. 代表執行役社長の伊藤正裕氏は、取締役も兼務しております。
2. 執行役副社長の佐藤悦緒氏は、2025年10月31日をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

ア. 被保険者の範囲

・当社および当社グループ会社の取締役および監査役

イ. 内容の概要

・被保険者の実質的な保険料の負担割合

保険料は、会社負担であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

- ・ 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者の業務行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、当該被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）について、保険会社から保険金が支払われます。
- ・ 被保険者の職務の適正性が損なわれないための措置
免責額および免責事由（犯罪行為等）を定めています。

(5) 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等

① 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a 基本方針

当社の報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等について、以下の基本方針を定めております。

【取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の基本方針】

- (a) 株主及び従業員に対する説明責任を果たしうる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- (b) 経営の監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役の報酬等は、別体系とする。
- (c) 取締役の報酬等は、取締役が、その職務である経営の監督機能を十分に発揮するのに相応しい報酬内容とする。
- (d) 執行役の報酬等は、執行役が、その職務である業務執行に対し強く動機付けられ、大きな貢献を生み出せる報酬内容とする。
- (e) 取締役と執行役を兼任する者の報酬等は、執行役の報酬等のみとする。
- (f) 執行役と使用人を兼任する者の報酬等は、執行役の報酬等のみとする。

b 報酬体系と内容

報酬委員会では、取締役及び執行役の報酬等に関する諸課題を検討するとともに、報酬等の水準を適宜確認し、報酬体系を決定しております。

(a) 取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、以下に示すとおり、基本報酬（固定報酬）と非金銭報酬であるストックオプションで構成しております。

- ・基本報酬（固定報酬）は常勤・非常勤の別や議長の職責などを加味した取締役としての責務、また役員が活動・居住する国における関係業界の報酬水準等に応じて報酬委員会において各取締役の額を決定し、原則として毎月一定額を支給いたします。
- ・ストックオプションは、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するための中長期インセンティブ報酬としての位置づけであり、事業進捗に応じてストックオプションの内容及び各取締役に割り当てる数を報酬委員会において決定し、割り当てます。

(b) 執行役の報酬体系

執行役の報酬等は以下に示すとおり、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬及び非金銭報酬であるストックオプションで構成しております。

- ・個々の執行役の基本報酬（固定報酬）は、各執行役の責務、また役員が活動・居住する国における関係業界の報酬水準等に応じて報酬委員会において各執行役の年間額を決定し、原則として毎月一定額を支給いたします。
- ・業績連動報酬は、業績連動報酬最大額に、当社が事業計画に基づき別途設定する当年度社内売上目標に対する達成率を0%～100%（100%以上の場合は100%とする）で反映の上決定し、原則として年1回支給いたします。
- ・ストックオプションは、当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様とリスク・リターンを共有化し企業価値をより一層高めることを目的として、各執行役の責務に応じてストックオプションの内容及び各執行役に割り当てる数を報酬委員会において決定し、割り当てます。

② 取締役及び執行役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	91 (51)	91 (51)	— (—)	— (—)	7 (5)
執行役	141	141	—	—	6

(注)1. 取締役のうち1名は執行役を兼務しており、対象となる役員の員数及び報酬等については取締役の欄に記載しております。

2. 当事業年度中に辞任した執行役1名に対する報酬を含んでおります。

- ③ 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当事業年度においては、計2回の報酬委員会を開催しました。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を報酬委員会に諮り、報酬案に対する全報酬委員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の重要な兼職の状況

- a 社外取締役シーザー・セングブタ氏は、Arta FinanceのCEOであります。当社との間に特別な取引関係はありません。なお、同氏は、2026年1月31日をもって、Arta Finance CEOを退任しております。
- b 社外取締役マーク・ターセク氏は、RNWBL LLCのDirector及びPotential Energy Coalition Inc.のDirectorであります。当社との間に特別な取引関係はありません。
- c 社外取締役佐久間達哉氏は、青山TS法律事務所の弁護士であるとともに、イオンフィナンシャルサービス株式会社及びリケンNPR株式会社の社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な取引関係はありません。

② 社外取締役の主な活動状況

バオロ・セルッティ氏

取締役会 17回/18回 指名委員会 1回/1回 報酬委員会 1回/2回

蓄電池事業を展開するグローバル企業での経営全般に関して豊富な知見を有しており、当該視点からの業務執行の監督・助言機能を期待しており、取締役会において積極的な発言を行う等、適切に役割を果たしております。また、指名委員会では執行役候補者の指名や今後の執行体制の充実に向け、委員長として主導的に発言を行ってまいりました。報酬委員会では役員報酬の決定に関して公正で透明性の高い決定に委員として貢献してまいりました。

シーザー・セングプタ氏

取締役会 16回/18回 指名委員会 1回/1回 報酬委員会 2回/2回

グローバルテクノロジー企業での経営に関し豊富な経験を有しており、当該視点からの業務執行の監督・助言機能を期待しており、取締役会において積極的な発言を行う等、適切に役割を果たしております。また、指名委員会では執行役候補者の指名や今後の執行体制の充実に向け、委員として適宜発言を行ってまいりました。報酬委員会においても、役員報酬の決定に関して公正で透明性の高い決定に委員として貢献してまいりました。

マーク・ターセク氏

取締役会 16回/18回 指名委員会 1回/1回 報酬委員会 2回/2回

金融業界における豊富な経験と見識を有しており、当該視点からの業務執行の監督・助言機能を期待しており、取締役会において積極的な発言を行う等、適切に役割を果たしております。また、指名委員会では執行役候補者の指名や今後の執行体制の充実に向け、委員として適宜発言を行ってまいりました。報酬委員会においても、役員報酬の決定に関して公正で透明性の高い決定を委員長として主導してまいりました。

芹澤貢氏

取締役会 18回/18回 監査委員会 12回/12回

金融業界における経営者としての豊富な経験と高い見識を基に、取締役会において積極的な発言を行う等、適切に役割を果たしております。また、監査委員会の委員長として内部統制システムの監視、業務及び財産の監査について意見を述べ助言を行ってまいりました。

佐久間達哉氏

取締役会 16回/18回 監査委員会 12回/12回

法曹としての豊富な経験と高い見識を基に、取締役会において積極的な発言を行う等、適切に役割を果たしております。また、監査委員会の委員として内部統制システムの監視、業務及び財産の監査について意見を述べ助言を行ってまいりました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	80百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87百万円

(注) 監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレターの作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制について、2023年7月1日開催の取締役会（2025年7月1日改訂）において、内部統制システムの基本方針について、次のとおり決議しております。

- ① 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 執行役会は、執行役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
 - b 執行役及び使用人は、当社の定めた規定に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
 - c 中立・独立の社外取締役である監査委員を含む監査委員会により、監査の充実を図る。
 - d 法務コンプライアンス部をコンプライアンスの推進に従事すべき部署とするとともに、内部監査を担当する内部監査室を設置して、執行役及び使用人の教育、コンプライアンスの状況の監査等を行う。
 - e 内部監査室は、法令等遵守状況についての監査を定期的を実施し、その結果を執行役社長及び監査委員会に報告する。
- ② 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役会は、執行役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
 - a 執行役により構成される執行役会を設置し、情報及び意見の交換を促進することにより、迅速かつ効率的な職務の執行に努める。
 - b 取締役会及び執行役会それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「執行役会規程」を制定する。
 - c 社内の指揮命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- ③ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、「関係会社管理規程」を制定する。
 - b 当社執行役及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

-
- c 内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を執行役社長、担当部署及び責任者に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

④ 監査委員会の職務の執行について生ずる費用に関する事項

- a 当社は、監査委員会が監査の実施のための費用を請求する時、当該請求に係る費用が監査委員会の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

⑤ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- a 監査委員会の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査委員会の要請に応じ、監査委員会の職務を補助すべき取締役又は監査委員会補助員に必要に応じて監査業務を補助させる。
- b 監査委員会の職務を補助すべき取締役又は監査業務の補助を命ぜられた監査委員会補助員は、当該監査業務の補助に関しては、監査委員会の指示に従うものとし、執行役及び所属する部署の管理職の指揮命令を受けないものとする。
- c 監査委員会は、当該取締役及び監査委員会補助員の業務執行者からの独立性の確保に努めるとともに、その権限、属する組織及び人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査委員会の同意権並びに監査委員会の指示権限の明確化などを必要に応じ検討する。

⑥ 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制及び監査委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a 執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査委員会に報告しなければならないものとする。
 - b 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、他の役員及び使用人の法令違反行為を知ったときは、「コンプライアンス・リスク管理規程」に従い速やかに監査委員会に通報する。
-

- c かかる通報は匿名でも受け付けるものとし、また、口頭、電話、郵便等いかなる方法でも行い得るものとする。
 - d 通報を受けたときは、法務コンプライアンス部、人事総務部等の対応部署が速やかに事実関係の調査を行うものとし、この調査にあたっては通報者のプライバシーに十分配慮しなければならないものとする。
 - e 監査委員会は、内部統制システムの構築及び運用の状況についての報告を執行役に対して定期的に求めるほか、内部統制上の組織・規程・手続等の諸制度に変更があった場合にも執行役に対して報告を求める。
- ⑦ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a 執行役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書管理規程」及び適用法令に基づき、適正な保存及び管理を行う。
 - b 取締役及び執行役はこれらの文書を常時閲覧できる。
- ⑧ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 諸規程を整備し、事業活動を行うに当たり経営の脅威となりうる要因の洗い出しに取り組むとともに、それらの要因への対応力の強化を図る。
 - b コンプライアンス・リスク管理委員会が全社的なリスクマネジメントを統括し、各部署におけるリスクマネジメントの適正化を図る。
 - c 「リスクマネジメント基本方針」に基づき、リスクマネジメントに関する社内ルール化、文書化、研修・教育の実施を推進することを通じ、当社の経営に対するリスクの軽減を図る。
- ⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制
- a 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑩ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高める。
- b 監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けると共に、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼することとする。
- c 監査委員会は、定期的に内部監査室から監査結果等につき報告を受け、内部監査の実施状況を監督する。
- d 監査委員会は、定期的に情報交換を行うなど会計監査人との連携を密に行い、会計に関する監査を行う。

⑪ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制

- a 当社及び子会社は、金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（金融庁・企業会計審議会公表）等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。
- b 当社及び子会社は、同基本方針に則り、内部統制事務局を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用する。
- c 当社の内部監査室は、当社及び子会社の内部統制の整備状況の適切性及び運用状況の有効性を適正に評価するため、独立した立場から監査を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当グループの内部統制システム全般の整備及び運用状況については、当社の内部監査室が定期的に評価を実施し、その結果を代表執行役社長及び監査委員会に報告しております。また、評価の結果判明した問題点につきましては、必要に応じて是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

- a 内部通報規程に基づき、外部委託先及び当社社外取締役（監査委員）を窓口とする、通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を運用しております。
- b コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、全従業員に対して、定期的に社内研修等を通じてコンプライアンスに関する教育を実施しております。
- c 内部監査規程に基づき、内部監査を通じて法令等の遵守状況の評価を行い、必要に応じて是正処置を実施するとともに、継続的な改善に取り組んでおります。

② リスク管理体制の強化

- a 取締役会及び執行役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しております。
- b コンプライアンス・リスク管理委員会は全社的リスクアセスメントを通じて顕在的・潜在的リスクの洗い出し、評価の実施、対応策の策定を行っております。
- c 内部監査規程に基づき、内部監査を通じて業務上のリスクを把握・確認し、必要に応じて是正処置を実施するとともに、継続的な改善に取り組んでおります。

③ 監査委員の監査体制

監査委員会は、社外取締役2名及び取締役会長1名で構成されております。月1回の開催を原則とし、取締役及び執行役の職務執行の監査並びに会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。また、監査委員は内部監査室や会計監査人と連携しながら、重要会議への出席、業務・財産状況の調査、決裁書類の閲覧などを通じて、職務執行の適法性及び妥当性の監査を実施しております。

④ 内部監査

当社は、代表執行役社長の直轄組織として独立した内部監査室を設置し、専任の内部監査担当者が内部監査計画書に基づいて、各事業部門及び管理部門の内部監査を実施しております。内部監査室は、内部監査の実効性を確保するため、監査委員会と適宜意見交換を実施しており、意見交換では、内部監査の計画策定、進捗状況、実施結果などを協議しております。また、必要に応じて監査委員会で監査内容の説明を行っております。さらに、監査委員会及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行い、内部監査、監査委員会監査、会計監査人による監査の三者が連携する『三様監査』を実施することで、監査機能の向上を図っております。内部監査の結果は代表執行役社長、監査委員会及び被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対し改善に向けた指摘を行い、その後の改善状況を確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。一方で、当社は現在成長過程にあると認識しており、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金については、事業拡大の投資資金として、有効に活用していく方針であります。

なお、剰余金の配当については、年1回の期末配当を基本方針と考えております。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	20,197	流動負債	16,833
現金及び預金	7,454	買掛金	882
売掛金及び契約資産	5,881	短期借入金	4,000
リース債権	491	1年内返済予定長期借入金	750
商品及び製品	2,613	リース債務	82
仕掛品	15	未払金	709
原材料及び貯蔵品	1,889	未払費用	709
前払金	1,444	未払法人税等	18
前払費用	139	契約負債	9,153
未収消費税等	67	預り金	46
その他	201	賞与引当金	185
固定資産	6,038	受注損失引当金	142
有形固定資産	4,948	製品保証引当金	144
建物	2,206	その他	8
機械及び装置	1,032	固定負債	2,754
車両運搬具	87	長期借入金	2,000
工具、器具及び備品	293	リース債務	595
土地	1,001	資産除去債務	71
リース資産	157	その他	87
建設仮勘定	169	負債合計	19,587
無形固定資産	74	(純 資 産 の 部)	
特許権	0	株主資本	6,165
商標権	0	資本金	4,634
ソフトウェア	73	資本剰余金	3,190
投資その他の資産	1,016	利益剰余金	△1,659
関係会社出資金	7	その他の包括利益累計額	64
長期前払費用	27	繰延ヘッジ損益	64
繰延税金資産	608	新株予約権	418
その他	372	純資産合計	6,648
資産合計	26,236	負債及び純資産合計	26,236

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025 年 1 月 1 日から)
(2025 年 12 月 31 日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,306
売上原価		14,073
売上総利益		5,232
販売費及び一般管理費		5,909
営業損失 (△)		△677
営業外収益		
受取利息	2	
弁償金	10	
受取奨励金	2	
その他	1	17
営業外費用		
支払利息	261	
株式交付費	24	
資金調達費用	571	
為替差損	49	
支払補償費	221	
その他	7	1,136
経常損失 (△)		△1,796
特別利益		
国庫補助金受贈益	90	
新株予約権戻入益	4	95
特別損失		
固定資産除却損	0	
固定資産圧縮損	86	
減損損失	246	
解約違約金	243	577
税金等調整前当期純損失 (△)		△2,278
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	△642	△631
当期純損失 (△)		△1,646
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△1,646

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025 年 1 月 1 日から)
(2025 年 12 月 31 日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9,089	9,049	△16,707	1,431	—	—	238	1,670
当期変動額								
新株の発行	3,177	3,177		6,355		—		6,355
新株の発行 (新株予約権の行使)	12	12		25		—		25
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,646	△1,646		—		△1,646
減資	△7,645	7,645		—		—		—
欠損填補		△16,694	16,694	—		—		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				—	64	64	179	243
当期変動額合計	△4,454	△5,858	15,047	4,734	64	64	179	4,978
当期末残高	4,634	3,190	△1,659	6,165	64	64	418	6,648

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	20,168	流動負債	17,175
現金及び預金	7,279	買掛金	882
売掛金	5,879	短期借入金	4,360
契約資産	1	1年内返済予定長期借入金	750
リース債権	491	リース債務	82
商品及び製品	2,613	未払金	734
仕掛品	15	未払費用	703
原材料及び貯蔵品	1,887	未払法人税等	13
前払金	1,444	契約負債	9,147
前払費用	136	預り金	39
短期貸付金	150	賞与引当金	172
未収消費税等	66	受注損失引当金	142
その他	203	製品保証引当金	144
固定資産	6,507	その他	0
有形固定資産	4,813	固定負債	2,754
建物	2,204	長期借入金	2,000
機械及び装置	899	リース債務	595
車両運搬具	87	資産除去債務	71
工具、器具及び備品	292	その他	87
土地	1,001	負債合計	19,929
リース資産	157	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	169	株主資本	6,363
無形固定資産	74	資本金	4,634
特許権	0	資本剰余金	3,190
商標権	0	資本準備金	3,190
ソフトウェア	73	利益剰余金	△1,461
投資その他の資産	1,620	その他利益剰余金	△1,461
関係会社株式	610	繰越利益剰余金	△1,461
関係会社出資金	7	評価・換算差額等	64
長期前払費用	27	繰延ヘッジ損益	64
繰延税金資産	603	新株予約権	318
その他	372	純資産合計	6,746
資産合計	26,676	負債及び純資産合計	26,676

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025 年 1 月 1 日から)
(2025 年 12 月 31 日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		19,306
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	1,466	
当期製品製造原価	10,880	
当期商品仕入高	4,837	
合計	17,184	
他勘定振替高	496	
商品及び製品期末棚卸高	2,613	14,075
売上総利益		5,231
販売費及び一般管理費		5,718
営業損失 (△)		△487
営業外収益		
受取利息	3	
弁償金	10	
受取奨励金	2	
業務受託料	1	
その他	1	18
営業外費用		
支払利息	265	
株式交付費	24	
資金調達費用	571	
為替差損	49	
支払補償費	221	
その他	7	1,139
経常損失 (△)		△1,608
特別利益		
国庫補助金受贈益	90	
新株予約権戻入益	4	95
特別損失		
固定資産除却損	0	
固定資産圧縮損	86	
減損損失	246	
解約違約金	243	577
税引前当期純損失 (△)		△2,090
法人税、住民税及び事業税	7	
法人税等調整額	△636	△628
当期純損失 (△)		△1,461

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025 年 1 月 1 日から)
(2025 年 12 月 31 日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	9,089	9,049	－	9,049	△16,694	△16,694	1,443
当期変動額							
新株の発行	3,177	3,177		3,177		－	6,355
新株の発行(新株予約権の行使)	12	12		12		－	25
当期純損失(△)				－	△1,461	△1,461	△1,461
減資	△7,645	△9,049	16,694	7,645		－	－
欠損填補			△16,694	△16,694	16,694	16,694	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				－		－	－
当期変動額合計	△4,454	△5,858	－	△5,858	15,233	15,233	4,919
当期末残高	4,634	3,190	－	3,190	△1,461	△1,461	6,363

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	—	238	1,682
当期変動額				
新株の発行		—		6,355
新株の発行(新 株予約権の行 使)		—		25
当期純損失(△)		—		△1,461
減資		—		—
欠損填補		—		—
株主資本以外 の 項目の事業年 度 中の変動額(純 額)	64	64	79	143
当期変動額合 計	64	64	79	5,063
当期末残高	64	64	318	6,746

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社パワーエックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

上 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

樋 野 智 也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菊 池 寛 康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パワーエックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パワーエックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社パワーエックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 田 雅 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋 野 智 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊 池 寛 康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パワーエックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み、並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象(重要な後発事象がある場合)

なし

2026年2月20日

株式会社パワーエックス 監査委員会

監査委員 芹澤 貢 (印)

監査委員 鍵本 忠尚 (印)

監査委員 佐久間 達哉 (印)

(注) 監査委員芹澤貢、及び佐久間達哉は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社PowerX Manufacturing

株式会社海上パワーグリッド

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

PXAM合同会社

PXAM合同会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

①商品及び製品、仕掛品

月次総平均法

②原材料

移動平均法

③貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8 ～ 38 年
機械及び装置	2 ～ 17 年
車両運搬具	2 ～ 7 年
工具、器具及び備品	2 ～ 15 年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3)重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4)重要な引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

②受注損失引当金

当連結会計年度末における受注案件に係る将来損失に備えるため、損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

③製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証や契約不適合責任等によって、翌連結会計年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)等は、以下のとおりです。

当社グループでは、系統用蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」、中型定置用蓄電システム「PowerX Cube」などの製造販売、稼働試験業務及びメンテナンス等を行うBESS事業、蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売、メンテナンス及び自社拠点でのEV充電サービスを行うEVCS事業、事業者向けの電力提供サービス及び蓄電所運営事業者向けの蓄電池製品販売を行う電力事業を報告セグメントとしております。

これらの事業において発生する取引の対価は、履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

①蓄電池製品及び関連する商品の販売

BESS事業及び電力事業において「PowerX Mega Power」及び「PowerX Cube」の、またBESS事業及びEVCS事業において「PowerX Hypercharger」の製造販売を行うとともに、関連する商品の販売を行っております。これらの製品及び商品の販売については、製品及び商品を引渡し顧客が検収した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

②役務の提供

当社では各事業において蓄電池製品に係る稼働試験業務及びメンテナンス等の役務の提供を行っております。このような役務の提供のうち、稼働試験業務等の開始から検収までの期間がごく短い契約については、検収時点において履行義務が充足されたものとみなし、当該時点で収益を認識しております。また、メンテナンスについては、主たる履行義務である年次点検の実施、検収時点において履行義務が充足されたものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、蓄電池製品及び関連する商品と稼働試験業務等は通常、合わせて販売しており、製品等の納入と稼働試験業務等が契約上で別個の履行義務と識別されるものに関しては、契約金額を独立販売価格として各履行義務へ配分しております。

③EV充電サービス

EVCS事業において「PowerX Hypercharger」を利用したEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」を提供しております。EV充電サービスについては、顧客のEVへの充電が完了した時点で収益を認識しております。

④電力提供サービス

電力事業では金融機関や事業会社などの需要家に対する電力小売を行っております。電力小売は電力供給契約に従って当社が契約期間にわたり顧客に対し電力を供給することが履行義務であり、供給した電力量等に応じて履行義務を充足し、毎月の供給量等に基づいて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。為替リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段: 為替予約

ヘッジ対象: 外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

将来の為替相場の変動によるリスクを回避することを目的に、実需の範囲内で為替予約を利用する方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。なお、振当処理によっている外貨建金銭債権債務等に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,948百万円
無形固定資産	74百万円
減損損失	246百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、減損の兆候が認められ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産グループについては、帳簿価額を使用価値又は正味売却価額のいずれか高い価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの算定にあたっては、事業計画を基礎としております。当該事業計画には、市場動向や生産計画、販売計画等についての一定の仮定が含まれており、以下を主要な仮定として、将来の不確実性を考慮して見積っております。

・蓄電池製品の販売予定数量

・「PowerX Charge Station」の各拠点の利用者による予定充電量

また正味売却価額は、外部の専門家から入手した鑑定評価書等に基づき見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識及び測定に当たっては、その時点における合理的で信頼性のある情報に基づき将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額の見積りを行っておりますが、経済条件の変動等により当該見積りや仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	608百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジュールリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りにつきましては、翌連結会計年度以降の予算及び中期事業計画を基礎としており、蓄電池製品の販売予定数量を主要な仮定として、将来の不確実性を考慮して見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りに当たっては、その時点における受注残高など合理的で信頼性のある情報に基づいて算出しておりますが、経済条件の変動等により当該見積りや仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の取崩し及び法人税等調整額を計上する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の内訳

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	5,879百万円
契約資産	1百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 885百万円

3. 圧縮記帳額

当連結会計年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、以下の通りであります。

機械及び装置	86百万円
--------	-------

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

売掛金及び契約資産	5,937百万円
短期貸付金	150百万円
棚卸資産	4,517百万円
建物	2,206百万円
機械及び装置	1,032百万円
土地	1,001百万円
計	14,845百万円

(注) 上記は担保協定書に定められた、グループ単純合算かつ連結相殺前の金額となります。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	4,000百万円
長期借入金	2,750百万円
計	6,750百万円

(注) 長期借入金には1年内返済予定長期借入金を含んでおります。

5. コミットメントライン契約及び金銭消費貸借契約とこれに係る財務制限条項

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約及び金銭消費貸借契約を締結しております。なお、当該契約には、それぞれ以下の財務制限条項等が付されており、抵触した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(1) コミットメントライン契約(本契約の相手先の名称:株式会社みずほ銀行)

2025年3月以降、毎月末時点の、借入人連結会社の連結処理を行った精算表上の純資産額を、正の値に維持すること。

当該契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	4,000百万円
差引額	－ 百万円

(2) 金銭消費貸借契約(本契約の相手先の名称:新生信託銀行株式会社)

① 自己資本比率維持

各四半期末の自己資本比率(貸借対照表又は試算表上の純資産の部の合計金額を、純資産の部と負債の部の合計金額により除して得られる値)を20%以上に維持すること。但し、当該条項への抵触が6ヶ月以上継続した場合又は当該自己資本比率が15%を下回ることとなった場合を除き、期限の利益喪失事由には該当しないものとする。

②利益維持

2025年12月期以降(2025年12月期を含む。)、各決算期末における営業利益又は経常利益のいずれかが一つでも赤字となる状態を生じさせないこと。ただし、経常利益については、(i)新規貸付契約に係るアレンジメントフィーその他アップフロントで支払を要する費用、(ii)PO又はIPO準備コスト(証券会社に対する手数料の支払を含む。)および(iii)本貸付契約の変更に係る各アmendメントフィーを足し戻して算出する。

③フリー・キャッシュフローの維持

2025年12月期以降(2025年12月期を含む。)の各四半期末において、当該対象期の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値、及び当該対象期の直前の四半期の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値を2期連続で赤字にしないこと。

④バランスシートモニタリング

各四半期決算において、連結ベースにおける本貸付の総借入額が流動資産(現預金、売上債権、棚卸資産、前払費用及び貸倒引当金をいう。)の残高ならびに土地および工場の鑑定評価額の合計額を超えないようにすること。

上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。

なお、2025年2月17日付の新生信託銀行株式会社との合意に基づき、当連結会計年度末において、③フリー・キャッシュフローの維持及び④バランスシートモニタリングについて、当連結会計年度の数値によらず財務制限条項への抵触が生じなかったものとみなす同意を得ております。また、②利益維持においても、財務制限条項への抵触はあるものの、期限の利益喪失事由への該当はありません。

当該契約に基づく当連結会計年度末における借入金残高は次のとおりであります。

長期借入金 2,750百万円

(注)長期借入金には1年内返済予定長期借入金を含んでおります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	36,353,600株
------	-------------

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	5,471,100株
------	------------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な運転資金及び設備投資資金を、銀行等金融機関からの借入等のほか、株式発行等状況に応じて最適と判断した手法により調達しております。なお、デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、当社グループは投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済または支払期日が到来するものであり、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。また、外貨建ての営業債務は為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用し当該リスクをヘッジしております。

借入金は運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、主に変動金利によるものであります。これら借入金は金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社では必要に応じて前受金や預り金を受入れ、信用リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

為替変動リスクについては、原則として為替予約を利用してヘッジしております。為替予約については、為替リスク管理規程に基づいて実需の範囲内で財務経理部が取引を行い、為替予約の取組状況及び予約残高については定期的に執行役会へ報告しております。

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適切に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち46.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金及び契約資産、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金(*1)	2,750	2,750	—
負債計	2,750	2,750	—
デリバティブ取引(*2)	92	92	—

(*1) 長期借入金には1年内返済予定長期借入金を含んでおります。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	750	2,000	—	—	—	—
負債計	750	2,000	—	—	—	—

(注2) 関係会社出資金は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は7百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	—	92	—	92
資産計	—	92	—	92

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,750	—	2,750
負債計	—	2,750	—	2,750

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価について、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、財又はサービスの移転時期別に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(百万円)

	報告セグメント			
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	17,083	1,145	461	18,691
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	18	4	592	615
外部顧客への売上高	17,102	1,149	1,054	19,306

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,158百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	5,879百万円
契約資産(期首残高)	1百万円
契約資産(期末残高)	1百万円
契約負債(期首残高)	1,130百万円
契約負債(期末残高)	9,153百万円

契約資産は、電力販売について期末時点で履行義務を充足しているものの未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該対価は、支払条件に従い請求し、主として2ヶ月以内に受領しております。

契約負債は主に、履行義務の充足時点に収益を認識する顧客に対する蓄電池製品の販売契約について、契約条件に基づき顧客から受け取った前受金、及び電力供給契約に基づき顧客から契約金等を受け取ったこと等による前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首の契約負債残高等に含まれていたものは、948百万円であります。契約負債の増減は、主として前受金の受取りと収益認識によるものであります。なお、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当連結会計年度末における未充足（又は部分的に未充足）の履行義務の主な内容は、BESS事業及びEVCS事業における蓄電池製品の販売に関するものです。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。なお、収益の認識が見込まれる最長期間は、10年以内であります。

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年以内	6,219百万円
1年超	2,050百万円
合計	8,270百万円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 171円38銭

1株当たり当期純損失(△) △51円40銭

(注) 当社は2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

1. 第三者割当による新株式の発行

当社は、2025年12月19日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年11月21日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2026年1月19日に払込が完了いたしました。

- (1) 募集方法 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
- (2) 発行する株式の種類及び数 普通株式 1,158,200株
- (3) 払込価格 1株当たり1,020円
- (4) 割当価格 1株当たり1,128.50円
- (5) 資本組入額 1株当たり564.25円
- (6) 割当価格の総額 1,307,028千円
- (7) 資本組入額の総額 653,514千円
- (8) 払込期日 2026年1月19日
- (9) 割当先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (10) 資金使途 PowerX Mega Power 2500の開発資金、東京オフィス移転資金、Power Base第2工場建設資金に充当する予定です。

2. 新株予約権の行使

当連結会計年度の末日後、2026年1月31日までの間に第2回新株予約権、第5回新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権、及び第10回新株予約権の一部が行使されております。

当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

	第2回新株予約権	第5回新株予約権	第8回新株予約権
行使新株予約権数	1,000個	25個	21個
交付株式数	普通株式 10,000株	普通株式 25,000株	普通株式 21,000株
資本金増加額	306千円	2,422千円	7,480千円
資本準備金増加額	306千円	2,422千円	7,480千円

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
行使新株予約権数	5個	58個
交付株式数	普通株式 5,000株	普通株式 58,000株
資本金増加額	1,781千円	20,166千円
資本準備金増加額	1,781千円	20,166千円

その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約で定める、当社が設置する機械装置撤去に伴う原状回復義務費用等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社が設置する機械装置の使用見込期間を2年から17年と見積り、長期国債の金利を参考に使用見込期間に対応する割引率を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。なお、機械装置の使用見込期間経過前に退去が見込まれる拠点については、賃貸借契約の期間にて償却しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の増減額

期首残高	35百万円
当期新規計上額	34百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	71百万円

(2) 資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

不動産賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込まれないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

2. 減損損失に関する注記

用途	種類	場所	金額
事業用資産	機械及び装置	千葉県南房総市他	175百万円
事業用資産	工具、器具及び備品	岡山県玉野市	32百万円
事業用資産	建設仮勘定	岡山県玉野市	38百万円
合計			246百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、主にEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」の自社拠点について、営業損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、当該事業における資産について減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、減損損失を計上しております。

回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額により評価しております。将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が不透明のものについては、保守的に零として評価し、正味売却価額は合理的に算定された評価額等に基づき評価しております。

3. 固定資産圧縮損の内訳に関する注記

固定資産圧縮損の内訳は以下のとおりであります。

機械及び装置	86百万円
合計	86百万円

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

① 商品及び製品、仕掛品

月次総平均法

② 原材料

移動平均法

③ 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8 ～ 38 年
----	----------

機械及び装置	2 ～ 17 年
--------	----------

車両運搬具	2 ～ 7 年
-------	---------

工具、器具及び備品	2 ～ 15 年
-----------	----------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

当事業年度末における受注案件に係る将来損失に備えるため、損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証や契約不適合責任等によって、翌事業年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)等は、以下のとおりです。

当社では、系統用蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」、中型定置用蓄電システム「PowerX Cube」などの製造販売、稼働試験業務及びメンテナンス等を行うBESS事業、蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売、メンテナンス及び自社拠点でのEV充電サービスを行うEVCS事業、事業者向けの電力小売及び蓄電所運営事業者向けの蓄電池製品販売を行う電力事業を報告セグメントとしております。

これらの事業において発生する取引の対価は、履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(1) 蓄電池製品及び関連する商品の販売

BESS事業及び電力事業において「PowerX Mega Power」及び「PowerX Cube」の、またBESS事業及びEVCS事業において「PowerX Hypercharger」の製造販売を行うとともに、関連する商品の販売を行っております。これらの製品及び商品の販売については、製品及び商品を引渡し顧客が検収した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

(2) 役務の提供

当社では各事業において蓄電池製品に係る稼働試験業務及びメンテナンス等の役務の提供を行っております。このような役務の提供のうち、稼働試験業務等の開始から検収までの期間がごく短い契約については、検収時点において履行義務が充足されたものとみなし、当該時点で収益を認識しております。また、メンテナンスについては、主たる履行義務である年次点検の実施、検収時点において履行義務が充足されたものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、蓄電池製品及び関連する商品と稼働試験業務等は通常、合わせて販売しており、製品等の納入と稼働試験業務等が契約上で別個の履行義務と識別されるものに関しては、契約金額を独立販売価格として各履行義務へ配分しております。

(3) EV充電サービス

EVCS事業において「PowerX Hypercharger」を利用したEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」を提供しております。EV充電サービスについては、顧客のEVへの充電が完了した時点で収益を認識しております。

(4) 電力提供サービス

電力事業では金融機関や事業会社などの需要家に対する電力小売を行っております。電力小売は電力供給契約に従って当社が契約期間にわたり顧客に対し電力を供給することが履行義務であり、供給した電力量等に応じて履行義務を充足し、毎月の供給量等に基づいて収益を認識しております。

6. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。為替リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段: 為替予約

ヘッジ対象: 外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

将来の為替相場の変動によるリスクを回避することを目的に、実需の範囲内で為替予約を利用する方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性の評価を行っております。なお、振当処理によっている外貨建金銭債権債務等に係る為替予約は振当処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,813百万円
無形固定資産	74百万円
減損損失	246百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 1. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	603百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 824百万円

2. 圧縮記帳額

当事業年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、以下の通りであります。

機械及び装置	86百万円
--------	-------

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

売掛金	5,879百万円
契約資産	1百万円
短期貸付金	150百万円
棚卸資産	4,515百万円
建物	2,204百万円
機械及び装置	899百万円
土地	1,001百万円
計	14,653百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	4,000百万円
長期借入金	2,750百万円
計	6,750百万円

(注) 長期借入金には1年内返済予定長期借入金を含んでおります。

4. コミットメントライン契約及び金銭消費貸借契約とこれに係る財務制限条項

連結計算書類の「連結注記表 連結貸借対照表に関する注記 5. コミットメントライン契約及び金銭消費貸借契約とこれに係る財務制限条項」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	153百万円
短期金銭債務	423百万円
長期金銭債務	180百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上原価	282百万円
営業取引以外の取引高	14百万円

2. 研究開発費の総額 1,586百万円

3. 減損損失

用途	種類	場所	金額
事業用資産	機械及び装置	千葉県南房総市他	175百万円
事業用資産	工具、器具及び備品	岡山県玉野市	32百万円
事業用資産	建設仮勘定	岡山県玉野市	38百万円
合計			246百万円

当社は、事業用資産については管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度において、EVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」の自社拠点における営業損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、当該事業における資産について減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、減損損失を計上しております。

回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額により評価しております。将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が不透明のものについては、保守的に零として評価し、正味売却価額は合理的に算定された評価額等に基づき評価しております。

4. 固定資産圧縮損の内訳は以下のとおりであります。

機械及び装置	86百万円
合計	86百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

当事業年度末において自己株式を保有しておりません。

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	16百万円
賞与引当金	52百万円
減価償却超過額	34百万円
繰延資産	21百万円
減損損失	823百万円
研究開発費	164百万円
ソフトウェア償却超過額	249百万円
税務上の繰越欠損金	3,924百万円
その他	375百万円
繰延税金資産小計	5,664百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,796百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,229百万円
評価性引当額小計	△5,025百万円
繰延税金資産合計	638百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△7百万円
繰延ヘッジ損益	△28百万円
繰延税金負債合計	△35百万円
繰延税金資産純額	603百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース

(1) リース資産の内容

有形固定資産

電力小売関連の蓄電池設備(機械装置)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 重要な固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

所有権移転ファイナンス・リース

(1) リース債権の決算日後の回収予定額

流動資産

(単位: 百万円)

	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	76	79	82	86	89	76

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 287百万円

1年超 1,967百万円

合計 2,255百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 PowerX Manufacturing	所有 直接100%	管理業務の 受託 製造委託 役員の兼任 資金の借入 債務被保証	管理業務 の 受託(注1)	1	未収入金	0
				製造委託 (注1)	282	未払金	55
				資金の借 入 (注2)	160	短期借入 金	360
				支払利息 債務被保 証 (注3)	3	未払利息	0
					2,750		
子会社	株式会社海上パ ワーグリッド	所有 直接100%	資金の貸付 費用の立替 役員の兼務	資金の貸 付	150	短期貸付 金	150
				受取利息 出向者に 係る	0	未収収益	0
				人件費等 の立替 (注4)	37	未収入金	3
関連会社	PXAM合同会社	所有 直接35%	蓄電池設備 のリース	リース債務 の返済 支払利息	6 8	リース債務 (注5)	187

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 管理業務の受託料及び製造委託料の決定方法は、第三者間取引価格を勘案して決定しております。
- (注2) 資金の借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保の授受はありません。また、資金の借入及び返済に係る取引金額は純額表示しております。
- (注3) 当社は、金融機関からの借入金に対する債務保証を株式会社PowerX Manufacturingから受けております。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は当事業年度末の借入金残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
- (注4) 出向者に係る人件費等の立替は、実際発生額を精算したものであります。
- (注5) リース債務の期末残高は、流動負債と固定負債の合計額であります。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

種類	氏名	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	大西 英之	被所有 直接0.30%	子会社取締役	第三者割 当増資 (注)	137	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 第三者割当増資については、2024年8月28日付の株主総会の決議に基づき実施されたものであり、当社が行った増資(96株)を1株1,430,421円で引き受けたものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	176円83銭
-----------	---------

1株当たり当期純損失(△)	△45円61銭
---------------	---------

(注)当社は2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

1. 第三者割当による新株式の発行

連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 1. 第三者割当による新株式の発行」に記載した内容と同一であります。

2. 新株予約権の行使

連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 2. 新株予約権の行使」に記載した内容と同一であります。

別紙3 後発事象
次頁以下のとおり

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年12月19日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年11月21日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2026年1月19日に払込が完了いたしました。

1. 募集方法 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
2. 発行する株式の種類及び数 普通株式 1,158,200株
3. 払込価格 1株当たり1,020円
4. 割当価格 1株当たり1,128.50円
5. 資本組入額 1株当たり564.25円
6. 割当価格の総額 1,307百万円
7. 資本組入額の総額 653百万円
8. 払込期日 2026年1月19日
9. 割当先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
10. 資金使途 PowerX Mega Power 2500の開発資金、東京オフィス移転資金、Power Base第2工場建設資金に充当する予定です。

(新株予約権の行使)

当連結会計年度の末日後、2026年2月28日までの間に第1回新株予約権、第2回新株予約権、第5回新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権、及び第10回新株予約権の一部が行使されております。

当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
行使新株予約権数	4,950個	1,000個	234個
交付株式数	普通株式 49,500株	普通株式 10,000株	普通株式 234,000株
資本金増加額	1百万円	0百万円	22百万円
資本準備金増加額	1百万円	0百万円	22百万円

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
行使新株予約権数	21個	5個	93個
交付株式数	普通株式 21,000株	普通株式 5,000株	普通株式 93,000株
資本金増加額	7百万円	1百万円	32百万円
資本準備金増加額	7百万円	1百万円	32百万円

(子会社の新株式発行及び引受)

当社の連結子会社である株式会社海上パワーグリッドは、2026年2月27日開催の株主総会において、当社を含む法人7社を割当先とする第三者割当増資を次のとおり決議し、2026年3月13日に払込が完了いたしました。また、2026年3月13日付けで同社が発行していた新株予約権の行使により、次のとおり新株式が発行されております。なお、当該事象による連結の範囲に変更はございません。

1. 対象会社の概要

名称	株式会社海上パワーグリッド
所在地	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウンタワー 43階
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大西英之
事業内容	電気運搬船の開発・販売および海上電力輸送事業 離島および港湾等のマイクログリッド開発 離島および洋上におけるデータセンター関連事業

2. 第三者割当増資の概要

発行する株式の種類及び数	A種優先株式 6,109株
割当価格	1株当たり 180,000円
資本組入額	1株当たり 90,000円
割当価格の総額	1,099百万円
資本組入額の総額	549百万円
払込期日	2026年3月13日
割当先	当社を含む法人7社
資金の使途	海上送電事業の開発及び運転資金に充当する予定です

(注) 当社の取得株式数は1,667株、取得額は300百万円であります。

3. 新株予約権の行使による新株発行の概要

発行する株式の種類及び数	A種優先株式 694株
行使日	2026年3月13日
割当価格	1株当たり 144,000円
資本組入額の総額	50百万円

4. 当該事象による当社の持分比率の変動

第三者割当増資及び新株予約権の行使前	100.00%
第三者割当増資及び新株予約権の行使後	69.43%

(重要な設備投資)

当社は、2026年2月27日の執行役会において、「PowerX Mega Power」(以下、「MP」)に係る受注増加への対応、及び災害発生時の事業継続リスクへの対応の観点から、Power Base第1工場へのMP製造ラインの増設、及びPower Base Hokkaidoの設置について決議いたしました。また、2026年3月23日の執行役会において、Power Base Hokkaidoの土地及び建物の取得について決議し、同日付で土地建物売買契約を締結しております。

1. 設備投資の目的及び内容

当社では、系統用蓄電所向けを中心とした蓄電システムに対する受注が好調に推移しており、主力事業であるBESS事業では2026年2月13日時点で39,209百万円の受注残高(契約締結済み)を有しております。また、新規事業として量産型データセンター事業についても取組みを開始しており、これらの受注及び今後の事業展開を見据えた生産能力の拡充が急務となっております。また、2026年3月時点において当社の生産拠点は岡山県に集中しておりますが、納品先は日本全国に広がっており、北海道を含む北日本への納入案件も増加傾向にあります。こうした状況を踏まえて、当社の主力工場であるPower Base第1工場内における製造ラインの増設に加え、需要地に近い北海道苫小牧市に新工場を設置しMPを生産することで、効率的な製品供給体制の構築と災害発生時の事業継続リスクの低減を図るものであります。

2. 設備投資の内容

拠点名	Power Base第1工場	Power Base Hokkaido
所在地	岡山県玉野市	北海道苫小牧市
設備投資の内容(注)1	Power Base第1工場の増床・改修工事及びMP製造ライン設置	Power Base苫小牧工場の土地建物取得、改修及びMP製造ライン設置
生産能力(注)2	年間生産能力 2GWh	年間生産能力 2GWh
投資額	2,000百万円	3,000百万円
資金調達方法	自己資金及び借入金	自己資金及び借入金

着手予定日	2026年3月	2026年3月
完了予定日	2027年2月	2027年10月

(注)1. Power Base Hokkaidoの土地建物につきましては2026年6月の引渡しを予定しております。

2. 生産能力は、「PowerX Mega Power 2500」の生産可能台数800台に同製品のストレージ容量を乗じて算出しております。また、生産可能台数は2ライン・常昼で稼働することを前提として算出しております。

3. 業績に与える影響

本件が2026年12月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

(コミットメントライン契約締結について)

当社は、2026年3月23日開催の執行役会において、以下のシンジケート型コミットメントライン契約を締結することを決議しました。

1. コミットメントライン契約締結の目的

受注規模の拡大に伴う今後の短期運転資金需要に対応し、既存のコミットメントライン契約(極度額40億円)を増額のうえ更新し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することにより財務基盤の強化を図るものであります。

2. コミットメントライン契約の概要

- (1) 極度 8,000百万円
- (2) 契約締結日 2026年3月27日(予定)
- (3) コミットメント期間 2026年3月31日から2027年3月31日
- (4) 参加金融機関 株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケート団
- (5) 適用利率 Tibor+スプレッド
- (6) 担保提供資産 当社所有不動産及び売掛債権
- (7) 保証 無保証
- (8) 財務制限条項 2026年3月以降、毎月末時点の連結純資産額を正の値に維持すること

別紙4 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
次頁以下のとおり

2025年度

事業報告

第3期

自 2025年 1月 1日

至 2025年12月31日

株式会社 PowerX Manufacturing

会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、米国との相互関税の引き下げの合意等の好材料は見られたものの、米国の政策動向、ウクライナや中東地域における地政学リスクの影響等により、先行きは不透明な状況で推移しました。日本経済においては、インバウンドの増加もあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような事業環境の中、2025年2月に政府が発表した第7次エネルギー基本計画では、2040年には発電電力量の4-5割程度を再エネとする指針や蓄電池の活用促進が示され、系統用蓄電池の接続検討等の受付が急増しているなど、系統用蓄電システムの導入促進も本格化する動きが見られております。

これに対して当社では、国内で蓄電池製品の加工を行っております。当事業年度においては、前年度と同様に蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」を通年で加工したことに加え、PCS（パワーコンディショナー）の加工を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高282百万円（前期比6.3%増）、営業利益0円（前期は0円の営業利益）、経常利益4百万円（前期比4,187.3%増）、当期純利益7百万円（前期は1百万円の当期純損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において特筆すべき設備投資はありません。

(3) 対処すべき課題

①事業の稼働状況

当社では、2023年4月の創業以来、蓄電池製品の加工、出荷に向けて垂直立ち上げを行ってまいりました。当事業年度からはPCS（パワーコンディショナー）を含む加工品目の増加に対応しております。精緻な生産計画の立案やラインの段取り改善、製造技術の高度化を推進することで、操業の安定化と利益率の向上を図っております。今後はこれら運用の効率化を通じ、多様な市場ニーズに応える製品の大量供給体制を確固たるものとし、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

②人材の確保と育成の強化

当社の継続的な事業の成長と発展のために、優秀な人材の育成と確保は継続して重要な課題の一つと認識しております。当社としては積極的な採用活動を継続するとともに、社内教育の充実、適切な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保と活用に努めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第1期	第2期	第3期
売上高	90	265	282
経常利益	0	0	4
当期純利益又は 当期純損失（△）	△8	△1	7
総資産	615	628	641
純資産	591	590	597

(5) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	岡山県玉野市

(6) 従業員の状況

(2025年12月31日現在)

従業員数	前事業年度比増減
16名	1名減

(注) 従業員数は就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者を含んでおりません。

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
蓄電池製品製造事業	蓄電池製品及びその関連製品の製造受託を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2025年度

事業報告の附属明細書

第3期

自 2025年 1月 1日

至 2025年12月31日

株式会社 PowerX Manufacturing

1.親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社である株式会社パワーエックスから主に製造業務を受託しております。本取引における対価は第三者取引価格を参考に決定しています。その他の条件に関しても一般の取引と同様であることを確認した上で当社取締役会にて本取引を承認しており、本取引は当社の利益を損なうものではないと判断しております。

2025年度

計算書類

第3期

自 2025年 1月 1日

至 2025年12月31日

株式会社 PowerX Manufacturing

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	500	流動負債	43
普通預金	78	未払金	10
売掛金	55	未払費用	6
貯蔵品	1	預り金	1
前払費用	1	賞与引当金	12
短期貸付金	360	未払法人税等	4
未収入金	1	未払消費税	7
未収収益	0	負債合計	43
固定資産	140		
有形固定資産	134		
建物	1		
減価償却累計額	0		
建物（純額）	1		
機械装置	190		
減価償却累計額	△57	(純資産の部)	
機械装置（純額）	132	資本金	300
工具器具備品	3	資本剰余金	300
減価償却累計額	△2	資本準備金	300
工具器具備品（純額）	0	利益剰余金	△2
投資その他の資産合計	6	その他利益剰余金	△2
敷金差入保証金	0	繰越利益剰余金	△2
繰延税金資産	5	純資産合計	597
資産合計	641	負債及び純資産合計	641

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで 〕

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		282
売上原価		282
売上総利益		-
営業利益		-
営業外収益		
受取利息	4	
雑収入	0	4
経常利益		4
税引前当期純利益		4
法人税等	2	
法人税等調整額	△5	△3
当期純利益		7

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期末首残高	300	300	300	△ 9	△ 9	590	590
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	7	7	7	7
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	7	7	7	7
当期末末残高	300	300	300	△ 2	△ 2	597	597

〔注〕金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

工具、器具及び備品については定率法、その他の有形固定資産については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	:	15 年
機械装置	:	11 年
工具器具備品	:	5 ～ 8 年

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する

通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は、以下のとおりです。

(1) 製造受託事業

顧客から製造業務を受託し、業務を提供しております。

顧客との契約に基づき、業務の実施の都度、一定の期間にわたり収益を認識しています。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	416 百万円
短期金銭債務	0 百万円

損益計算書に関する注記**1. 関係会社との取引高**

営業取引による取引高

売上高	282 百万円
売上原価	1 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,000 株
------	---------

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1 百万円
賞与引当金	3 百万円
その他	0 百万円
繰延税金資産小計	5 百万円
評価性引当額	- 百万円
繰延税金資産合計	5 百万円
繰延税金資産純額	5 百万円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 パワーエックス	被所有 (100%)	管理業務の委託 製造受託 資金の貸付 債務保証 役員の兼務	管理業務の委託 (注1)	1 百万円	未払金	0 百万円
				製造受託 (注1)	282 百万円	売掛金	55 百万円
				資金の貸付 (注2)	360 百万円	短期貸付金	360 百万円
				受取利息 (注2)	3 百万円	未収収益	0 百万円
				債務保証 (注3)	2,750百万円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 管理業務の委託料及び製造受託料の決定方法は、第三者間取引価格を勘案して、両者協議により決定しております。
- (注2) 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保の授受はありません。また、資金の貸付及び回収に係る取引金額は純額表示しております。
- (注3) 当社は、株式会社パワーエックスの金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。なお、借入に対する債務保証の取引金額は当事業年度末の借入金残高を記載しております。また、保証料は受け取っておりません。

その他の注記事項

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2025年度

計算書類の附属明細書

第3期

自 2025年 1月 1日

至 2025年12月31日

株式会社 PowerX Manufacturing

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

勘定科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却 累計額又は償 却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形固定資産							
建物	1	-	-	1	0	0	1
機械及び装置	190	-	-	190	57	17	132
工具、器具及び備品	3	-	-	3	2	0	0
有形固定資産計	195	-	-	195	60	18	134

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	8	12	8	12

3. 販売費及び一般管理費の明細

販売費及び一般管理費がないため、記載を省略しております。

2026 年 2 月 19 日

株式会社 PowerX Manufacturing

代表取締役社長 池添 通則 殿

監査役 藤田 利之

監査報告書の提出について

会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成いたしましたので、別紙の
とおり提出いたします。

以 上

監 査 報 告 書

2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 3 期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人、親会社の監査委員、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年 2 月 19 日

株式会社 PowerX Manufacturing

監査役

藤田 利之

